

高齢者福祉サービスを活用してください

介護保険サービスとは別に、市が実施している高齢者福祉サービスがあります。市内在住者で対象要件を満たしていれば、申請により各種サービスがご利用いただけます。サービスの利用や詳しい内容については、問い合わせてください。

問い合わせ 社会福祉課 寺田 ☎③0074

| 名称 | サービス概要 | 提供内容 | 対象要件 | 自己負担 | 申請に必要な物 |
|-----------------|---|---|--|-------------------------------------|--|
| 緊急通報システム | ひとり暮らし高齢者などの日常の安心と緊急事態へのスムーズな対応のために、自宅に機器を貸し出す。 | ▶救急通報システム ▶火災異常通報システム ▶ガス漏れ異常通報システム ▶安否確認システム | 75歳以上のひとり暮らし高齢者で、自宅に電話回線がある人 | ▶利用料＝月額178円 ▶定時交信料＝電話料金に月額300円加算 | 印鑑 |
| 配食サービス | 食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者などに配食を行い、併せて安否の確認を図る。 | 利用者1人当たり週3食程度、昼食または夕食を配食する（配食業者は株式会社ワタミ）。月曜日～金曜日のみ。 | 食事の調理が困難でかつ年収100万円以下であり、次のいずれかに当てはまる人 ▶概ね65歳以上のひとり暮らし者 ▶高齢者のみ世帯またはこれに準ずる世帯 ▶身体障害者世帯 | ▶ご飯付き470円 ▶おかずのみ370円 | 印鑑 |
| 徘徊高齢者家族支援サービス | 徘徊高齢者を早期に発見するため、専用端末機を購入または借用した時、初期導入にかかる費用の一部を助成する。 | 専用端末機の初期設置費用やGPS機能付携帯電話機の購入費用など（助成限度額＝7,350円） | 65歳以上で徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族 | 毎月の基本料金など | ▶専用端末機の概要がわかる書類 ▶初期導入費用の領収書 ▶介護サービス計画書 ▶振込先の通帳 ▶印鑑 |
| 高齢者等早期発見SOSシステム | 行方不明になるおそれのある高齢者の特徴や写真を事前に登録しておくことで、行方不明になった際に、迅速に対応できるようにする。 | 行方不明になった際、すぐに事前登録情報を活用し、同報無線や「まきのはらTeaメール」で情報を配信することで、早期の発見につなげる。 | 認知症により行方不明になる可能性がある人 | なし | ▶印鑑 ▶高齢者の写真 ▶緊急連絡先がわかるもの |

運転免許証返納による助成の申請期間について

平成31年4月～令和元年9月の間に運転経歴証明書を発行し、返納助成の申請をしていない人は、令和2年9月まで助成を申請することができます。運転経歴証明書の発効日と申請状況を確認してください。

【助成内容】

運転免許証を自主的に返納した対象者に対し、①または②（6千円分相当）を助成する（1回限り）。

①デマンド乗合タクシー無料券 ②静岡県タクシー共通クーポン券

【対象者】

平成31年4月1日以降に運転免許証を返納した65歳以上の人で、運転経歴証明書（発行から1年以内に限る）を持っている人

【申請に必要なもの】

▶運転経歴証明書▶印鑑▶委任状（申請に来る人が本人でない場合） *郵送申請も可

みんなで取り組む障害者差別解消法

障がい者を理由にした差別（区別や制限など）をなくしましょう

障害者差別解消法は、行政機関や会社、お店などの民間事業者から障がいがある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすために制定された法律です。障がいのあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

問い合わせ 社会福祉課 進藤 ☎③0072

| | 不当な差別的取扱い | 障がいのある人への合理的配慮 |
|----------------|-----------------------|-------------------------------|
| 国・地方公共団体 | 禁止 不当な差別的取扱いを禁止します | 法的義務 合理的配慮を行わなければなりません |
| 民間事業者（会社・お店など） | | 努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません |

「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。正当な理由がある場合には「不当な差別的取扱い」にはなりません。

- 例 ▶車いすを利用していることを理由に、レストランなどの入店を断られた。
▶障がいがあることを理由に、アパートなどの部屋を貸してもらえなかった。



「合理的配慮」とは

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で壁となるものを、負担になり過ぎない範囲で、工夫や配慮をして取り除くことです。

- 例 ▶説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふりがなをつける。
▶店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなどの工夫をする。



皆さんも協力しましょう

豊かな共生社会を実現するために、みんなで助け合うことは大切なことです。次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

- 例 ▶点字ブロックの上に、自転車や看板などの障害物を置かないようにしましょう。
▶「ゆずりあい駐車場」など歩行が困難な人のための駐車スペースには、必要のない人は駐車しないようにしましょう。
▶車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力しましょう。



障がいを理由とする差別で困ったときには、相談窓口にご相談ください。

- ▶牧之原市 社会福祉課障害者支援係 ☎③0072
▶静岡県 障害者差別解消相談窓口 ☎054(252)9800
▶生活支援センターやまばと ☎③0073 ▶生活支援センターつばさ ☎③2610
▶相談室こころ ☎③5529